



General Incorporated Association  
"Sasaeru-Te"

一般社団法人 ささえる手

資料 2

# 住まい確保支援事業 （伴走型支援） の現況について

# 法人概要

## ▶ 理念

- ▶ 福祉から始まった不動産会社として、福祉と住宅を結ぶ支援を実施すること

## ▶ 沿革

- ▶ 平成27年11月 法人設立 現在11期目
- ▶ 平成28年5月 通過型グループホーム開設
- ▶ 平成29年10月 相談支援事業所・訪問介護事業所開設
- ▶ 平成30年6月 東京都から居住支援法人の指定を受ける(東京都知事指定第7号)
- ▶ 平成31年4月 宅地建物取引業者の免許取得
- ▶ 令和3年4月 西東京市と居住支援事業業務委託契約締結 現在6年度目
- ▶ 令和4年4月 練馬区と居住支援事業業務委託契約締結 現在5年度目

# 居住支援法人とは

- ▶ 居住支援法人とは、改正住宅セーフティネット法（平成29年10月25日施行）に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。  
居住支援法人が行う居住支援業務は、家賃債務保証業務、住宅相談等の入居支援、見守り等の生活支援、賃貸人に対する情報提供、残置物処理等業務などです。
- ▶ 住宅確保要配慮者  
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々です。

東京都HPより

# ささえる手の居住支援の特徴

## ▶ 対象となる相談者

- ▶ 高齢者
- ▶ 障害者
- ▶ 低額所得者
- ▶ 生活保護受給者
- ▶ 単身親世帯
- ▶ 外国籍の方
- ▶ その他、住宅確保が困難な方々

## ▶ 支援内容

- ▶ 物件確保と案内同行
- ▶ 保証会社利用申込手続き
- ▶ 緊急連絡先引き受け
- ▶ 賃貸借契約手続き
- ▶ 定期的な訪問による見守り
- ▶ 生活相談
- ▶ 関係機関への繋ぎ

## 事例紹介 ケース（障害者）

### ▶ 相談者

- ▶ グループホーム入所中 50代 統合失調症の診断 障害年金の収入で生活(月7万円程)
- ▶ 親族とは関係が悪く、緊急連絡先は無し

### ▶ 対応経過

- ▶ 精神の障がいをお持ちの方は物件数が相当数限定され、ご本人が希望する条件に合わないことがほとんどであり、希望条件とのマッチングが困難。
- ▶ なかなか物件が出てこないことでご本人の不安感も強まり、対応中に体調を崩されて入院。
- ▶ 関係者間でカンファレンスを開き、民間賃貸住宅への転居が妥当なのか話し合いを行う。
- ▶ 退院後に2件の物件を紹介し、申込に至るも審査非承認。
- ▶ その後希望条件を見直し、区内の物件へ転居完了。相談受付から転居完了まで8か月。

## 事例紹介 ケース（高齢者）

### ▶ 相談者

- ▶ 80代 要介護2 取り壊しによる転居 年金受給のみ
- ▶ お子様が緊急連絡先になれるが、保証人にはなれない

### ▶ 対応経過

- ▶ 1階のお部屋は絶対条件であり、住み慣れた現住所周辺を強く希望。
- ▶ 荷物も多いため、2部屋以上希望。賃料上限は5万円。
- ▶ 年齢を理由に断れる状況が続き、希望条件に合う物件なし。
- ▶ 荷物の整理についてご本人とお話し、家財の整理をサポートしながら対応進める。
- ▶ 申し込み3件行うも審査非承認、4件目で審査承認。相談受付から転居完了まで5か月。

# 事例紹介 ケース（障害者）

## ▶ 相談者

- ▶ 20代 家族関係悪化のためネットカフェ生活中 無職

## ▶ 対応経過

- ▶ 収入がないため、保証会社審査含め貸主側の不安払拭が困難。
- ▶ 転居後の生活についてご本人とお話し、転居後は生活保護を受ける方向で進める。
- ▶ 転居後の生活保護受給手続きのサポートを貸主と約束し、相談を進める。
- ▶ 1件の物件で申込みを進め、保証会社審査承認となり成約。
- ▶ 相談受付から転居完了まで1か月。

# 相談から解決までにかかる日数

## ▶ 高齢者

ご自宅への送迎は必須となっており、電話でのやり取りが難しく、物件図面をご自宅に持っていく等の対応も発生している。住民票取得のサポートで窓口へ同行する等の対応も含まれる。

## ▶ 障害者

支援関係者が同席の上で内見や契約を行うケースが多く、高齢者と比較しても連絡のやり取りや各種手続きも円滑に行うことができる。

## ▶ その他

単身親世帯等、住宅の確保だけにお困りのケースがほとんどであり、対応時間は少ない。

